

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年8月 20 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 0件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500078号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500035号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和元年12月31日から令和2年1月1日に訂正し、令和元年12月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

令和元年12月31日から令和2年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年12月31日から令和2年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成2年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年12月31日から令和2年1月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が令和元年12月31日と記録されているが、令和元年12月分の給与から厚生年金保険料が控除されているので、当該喪失年月日を令和2年1月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書、A社の元事業主の回答及び陳述から判断すると、請求者は請求期間において同社に継続して在籍し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明である旨回答しているが、年金事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届における請求者の資格喪失年月日が令和元年12月31日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日とする同資格喪失届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2500002 号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第 2500012 号

第 1 結論

昭和 55 年*月から昭和 58 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年*月から昭和 58 年 3 月まで

私の年金記録を見ると、請求期間は国民年金の未加入期間とされているが、私は、私の母から、私が 20 歳になった昭和 55 年*月頃に A 県 B 町役場において、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の免除申請手続きを行ったと聞いている。

また、私は、請求期間当時に所持していたパスポートに、私の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の免除申請手続きに関する内容の記載と B 町の押印があったことを覚えている。

パスポートは失効しており所持しておらず、私の母も既に他界しており、請求期間当時の状況を確認することはできないが、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求者が 20 歳になった昭和 55 年*月頃に、請求者の母が B 町役場において、請求者に係る国民年金の加入手続き及び請求期間に係る国民年金保険料の免除申請手続きを行ってくれた旨主張している。

請求期間について、国民年金保険料の免除申請手続きを行うためには、国民年金の加入手続きを行う必要があり、初めて当該手続きが行われた場合には、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されることとなる。

そこで、請求者に対する記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方による氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者が請求期間当時の住所地であったとする B 町において払い出された国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧検索を行ったが、請求者に対する記号番号の払出しは確認できないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請手続きを行うことはできない。

また、請求者は、自身の国民年金の加入手続き及び請求期間に係る国民年金保険料の免除申請手続きに直接関与しておらず、当該各手続きを行ってくれたとする請求者の母は既に他界していることから、当該各手続きの状況を確認することができない。

さらに、請求者は、請求者が 20 歳になった昭和 55 年*月頃に請求者の母が行ってくれたとする国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の免除申請手続きに関する内容が、自身が請求期間当時所持していたパスポートに記載及び押印されていた旨主張しているところ、C 出入国在留管理局の回答によると、請求者は、昭和 55 年 8 月 20 日に出国後、同年 12 月 22 日に帰国しており、請求者は、20 歳到達時には日本にいなかったと考えられる上、B 町は、請求期間当時の資料は残っていないが、パスポートという国際的身分証明書に対し、国民年金の状況を当町が記載・証明することは考えにくい旨回答しており、請求者の主張は、これらの回答内容と符合

しない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。